

船員法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

旅客船の総合的な安全・安心対策を講じることにより海上旅客運送の安全を図ること等を目的とした「海上運送法等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 24 号。以下「改正法」という。）が令和 5 年 5 月 12 日に公布されたところ。

改正法による改正内容の中で、旅客名簿及び特定教育訓練制度に関する改正に関しては、改正法の公布後 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されるところ、船員法施行規則（昭和 22 年運輸省令第 23 号。以下「規則」という。）について所要の規定の整備を行う必要がある。

2. 概要

（1）旅客名簿に関する規定の削除（規則第 12 条関係）

改正法により、旅客名簿に関する規定については船員法（昭和 22 年法律第 100 号）から削除し、海上運送法にて新たに規定することとされたことから、旅客名簿に関する規定である規則第 12 条を削除することとする。

（2）小型船舶の乗組員に対する特定教育訓練制度に係る規定の整備（新設）

改正法による改正後の船員法（以下「新船員法」という。）第 118 条の 4 において、船舶所有者の義務として小型船舶の乗組員に対する特定教育訓練の実施が新たに規定されたところ、当該訓練に係る規定の整備を行うこととする。

① 特定教育訓練の対象船舶

特定教育訓練の対象となる船舶は、海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業の用に供する総トン数 20 トン未満の船舶（物のみの運送の用に供する船舶を除く。以下「旅客事業用小型船舶」という。）とする。

② 特定教育訓練の対象となる乗組員

船舶所有者に義務づけられている特定教育訓練は、次のいずれかに該当する乗組員に対して実施することとする。

- （i）当該船舶所有者の行う事業に属する旅客事業用小型船舶ごとに初めて③
 - （i）又は（ii）の乗組員の職務に従事する者
- （ii）当該船舶所有者の行う事業に属する旅客事業用小型船舶のその航行する

海域ごとに初めて③（i）又は（ii）の乗組員の職務に従事する者

（iii）当該船舶所有者の③（i）又は（ii）の乗組員の職務に従事した後、当該船舶所有者が行う事業に属する旅客事業用小型船舶ごとに当該職務に従事しない期間が国土交通大臣が告示で定める期間以上である者

（iv）当該船舶所有者が行う事業に属する旅客事業用小型船舶のその航行する海域ごとに③（i）又は（ii）の乗組員の職務に従事した後、当該海域で当該職務に従事しない期間が国土交通大臣が告示で定める期間以上である者

③ 特定教育訓練の内容（新設）

特定教育訓練は、船長、甲板部の職員又は部員及びその他の乗組員であって船舶の航行の安全の確保に関する業務を行う者の区分ごとに次に掲げる事項を内容とし、国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものでなければならないこととする。

（i）船長、甲板部の職員又は部員

イ 船舶が航行する海域の特性に関する事項

ロ 輸送の安全の確保のための定めに関する事項

ハ 発航前の検査に関する事項

ニ 見張り、操船その他の船舶の安全な航行に関する事項

ホ 旅客の招集及び誘導、救命胴衣の着用の支援その他の非常時における旅客の安全の確保に関する事項

（ii）その他の乗組員であって輸送の安全の確保に関する業務を行う者

（i）ロ及びホに掲げる事項

④ 特定教育訓練に係る記録の作成・保存（新設）

船舶所有者は、特定教育訓練の実施年月日、特定教育訓練を受けた者の氏名、告示で定める特定教育訓練の内容を記載した記録を作成し、特定教育訓練の終了した日から3年間保存しなければならないこととする。

（3）特定小型船舶に関する規定の整備

① 特定小型船舶[※]の乗組員に対する特定教育訓練制度に係る規定の整備（新設）

新船員法第118条の5において、特定小型船舶所有者の義務として特定小型船舶の乗組員に対する特定教育訓練の実施が新たに規定されたところ、（2）

②から④までと同様の規定を整備する。

※旅客事業用小型船舶であって、総トン数5トン未満のもの又は湖、川若しくは港のみを航行するもの

② 特定小型船舶所有者に対する監督命令に係る権限の委任（規則第78条の3

の2 関係)

新船員法第118条の5第2項から第4項までにおいて、特定小型船舶所有者に対する監督命令に係る規定が規定されたところ、当該監督命令について地方運輸局長が行うことができるよう規定を整備する。

(4) その他

その他所要の改正を行うこととする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和5年12月下旬

施 行：令和6年4月1日